

食品等の放射性物質測定結果

①学校・保育所給食の放射性物質の測定結果(令和6年8月1日～8月31日測定分)

- 1.測定方法
- NaI(Tl)シンチレーション検出器によるガンマ線測定
- 2.測定機器
- 食品放射能スクリーニングシステム AT1320A (ATOMTEX社)
- 3.測定時間
- 4, 000秒/1検体
- 4.測定検体
- 小中学校 3日分の給食をまとめたもの 保育所 1週間分の給食をまとめたもの
- 5.検体の容量
- 1L

(単位:Bq/kg)

保育施設名	給食提供期間	測定日	放射性セシウム	
			セシウム134	セシウム137
浅間保育所	R6.7.30～8.6	R6.8.7	不検出	不検出
加治保育所	R6.8.13～8.20	R6.8.21	不検出	不検出
加治東保育所	R6.8.20～8.27	R6.8.28	不検出	不検出

「不検出」とは放射性物質が存在しない、又は検出限界値未満であることを示します。
なお、検出限界値は各々10Bq/kgです。

- 1.測定方法
- NaI(Tl)シンチレーション検出器によるガンマ線測定
- 2.測定機器
- 微量放射能測定装置FNF-401(応用光研工業社)
- 3.測定時間
- 2,000秒/1検体
- 4.測定検体
- 実際に児童・生徒に提供した給食を提供期間まとめたもの
- 5.検体の容量
- 1L

(単位:Bq/kg)

民間保育施設	給食提供期間	測定日	放射性セシウム	
			セシウム134	セシウム137
すぎのこ保育園	R6.8.5～8.7	R6.8.8	不検出	不検出

「不検出」とは放射性物質が存在しない、又は検出限界値未満であることを示します。
なお、検出限界値は飲料水・お茶は各々5Bq/kg、一般食品は各々10Bq/kgです。

<参考> 食品衛生法の規定に基づく食品の放射性物質に関する放射性セシウムの基準値

※数値はセシウム134とセシウム137の合計値です。

飲料水	ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水) 飲用茶(茶を原料とする清涼飲料水及び飲用に供する茶※1)	10Bq/kg
牛乳	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条 第1項に規定する乳及び同条第40項に規定する乳飲料	50Bq/kg
乳児用食品	乳児の飲食に供することを目的として販売する食品	50Bq/kg
一般食品	上記以外の食品 ※2	100Bq/kg

※1 飲用に供する茶については、原材料の茶葉から浸出した状態に基準値を適用。

※2 乾しいたけ、乾燥わかめなど原材料を乾燥し、通常水戻しをして摂取する乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜については、原材料の状態と水戻しを行った状態に基準値を適用。また、食用こめ油の原材料となる米ぬか及び食用植物油の原材料となる種子については、原材料から抽出した油脂に基準値を適用。

◎放射線相談窓口を環境緑水課で設置しています。

放射線の測定や放射線の影響についての疑問など、お気軽にご相談ください。